

高浜町 1 番住宅等大規模集約事業 入札説明書等に関する再質問への回答（平成27年4月3日）

ID	資料名	ページ	項目	内容	回答案
97	質問回答書	P1	ID4	構成企業から業務を直接受託する協力企業については、平成26・27年度芦屋市建設工事競争入札参加資格、及び実施する工事に対応した工種（建築一式、土木一式、電気、管）の申請が無くても、第三者として市の承諾が得られると理解して宜しいでしょうか。	平成26・27年度芦屋市建設工事競争入札参加資格、及び実施する工事に対応した工種（建築一式、土木一式、電気、管）の申請が無い場合でも市が承諾することはあります。少なくとも同申請がないことを直接の理由として、構成企業が第三者を使用することを承諾しないことはありません。
98	質問回答書	P1	ID5	配置予定技術者の変更について、提案様式2-10に記載の工事監理者は、施工が始まるのが落札1年後であることから、その時点でより適した人員が配置できるとなった場合、市の判断、承諾のもと、変更する事は可能でしょうか。	市との協議により、交代前後における工事監理者の技術力等が同等以上に確保されると認められる場合には、変更可能となる場合があります。
99	質問回答書	P1	ID5	担当予定の「監理技術者」及び「監理技術者等」の配置予定技術者について、複数人の申請は可能でしょうか。	1企業につき1名を原則とします。
100	質問回答書	P6	ID44	「別紙1-4では「直結増圧型ポンプユニット」とあり、別紙1-14では「受水槽及び受水槽ポンプ室」とあり、整合していません。担当課との協議により、合理的な方式を選択してよろしいでしょうか。」に対して、「ご理解の通りです。別紙1-14を正とします。」とご回答頂いておりますが、協議により給水方式を選択するのではなく、別紙1-14で明記されているように受水槽及び受水槽ポンプ室を必ず設置しなければならないという理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
101	質問回答書	P 44	第2/共用部分/給水ポンプ室、第7/機械施設/給水	質問内容に対して「ご理解の通りです。別紙1-14を正とします。」とありますが担当課との協議により合理的な方法選択しても良いということではなく、別紙1-14に従い必ず受水槽及び受水槽ポンプ室を設けた上で容量を担当課と協議するという理解で問題ありませんか？	No.4の回答を参照ください。
102	質問回答書	P 6	第2/構造等/屋根	外断熱を施すのであれば、アスファルト露出防水工法として問題無いという理解で問題ありませんか？	ご理解の通りです。非歩行用と設定する屋上については保護工法を設計条件とはせず、保護工法の制限を解除します。
103	質問回答書	P 1 0	途上汚染調査	ご開示いただいている土壤に関する資料に関してですが、地下水調査については、行われていないという理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
104	質問回答書	P11	概要・求積図	貴市よりご開示いただいている資料の中で求積図と入札説明書及び既存住宅の概要の面積に差異がある場合には、求積図を正とするとお答えいただいておりますが、活用対象地の浜町については修正されておりません。事業者としては求積図に記載されている面積にて契約を行うと考えていいでしょうか。	ご理解の通りです。入札説明書（再修正版）及び別添資料4-1（再修正版）を参照ください。

高浜町 1 番住宅等大規模集約事業 入札説明書等に関する再質問への回答（平成27年4月3日）

ID	資料名	ページ	項目	内容	回答案
105	質問回答書	0	概要・求積図	活用対象地における求積図及び地形の変更により、現状の入札スケジュールでは、各構成企業の社内決裁や手続きが間に合わない可能性が高いため、構成企業のコンソーシアムが成立せず、入札に参加できない可能性が高いと考えます。一次審査及び二次審査を1か月程度の延期といった措置を考えていただけないでしょうか。	第一次審査提出書類の受付期限及び第二次審査提出書類・入札書等の受付ともそれぞれ1週間延期します。 入札説明書「第3 2 募集及び選定のスケジュール」について、以下のとおり変更します。 ○第一次審査提出書類の受付 平成27年4月23日⇒（修正）同年4月30日 ○参加資格審査結果通知【第一次審査】 平成27年4月28日⇒（修正）同年5月8日 ○第一次審査を通過できなかった場合の理由説明の受付 平成27年4月28日～平成27年5月8日 ⇒（修正）同年5月8日～同年5月13日 ○第二次審査提出書類・入札書等の受付 平成27年5月11～13日 ⇒（修正）平成27年5月18～20日
106	質問回答書	P 11	計量証明書	計量証明書をご開示いただいておりますが、1.65～4.45mの範囲で調査をされておりますが、調査対象物質の各深度ごとの調査結果をご開示下さい。もしくは、採取されているのは混ざったものであるということでしょうか。	公表資料以外に追加で開示可能な資料はありません。1.65～4.45mについては混ざった状態で採取しております。
107	質問回答書	P11	ID78	事業用地内に、溶出量が基準値オーバーしている『ふっ素』を含む汚染土があることは入札提出時に分かっていますが、汚染土がある範囲及び深度については不明の為、汚染土に関する工事の費用及び工期については、第9条の規定の、『事業用地に入札提出時に想定することができなかった土壤汚染等による瑕疵』により発生した追加工事として市と構成企業との間で協議を行うと考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案により必要となる事前調査については、事業者の責任と費用により実施してください。その事前調査の結果、構成企業に生じる土壤汚染対策費用については、市は合理的な範囲でこれを負担します。 なお、本回答の主旨を踏まえ、事業契約書（案）第9条について修正します。事業契約書（案）再修正版をご参照ください。
108	質問回答書	P12	ID88	PCBが発見された場合は、市の指定により撤去方法及び一時保管方法を協議のうえ決定することとありますが、撤去・一時保管に関する費用が発生した場合は追加請求の対象と考えて宜しいでしょうか。	第22条に記載の通り、「構成企業は、自らの責任及び費用負担により」市が指定する方法により、それらの機器を撤去及び一時保管の上で市または市の指定する者へ引き渡す義務を負うため、追加請求の対象となりません。
109	質問回答書 ID96	P14	事業契約書（案）別紙 10修正版	平成28年度の部分払い請求において、平成29年4月に平成28年度末の出来高の10分の9の額を請求し、その後平成29年6月に全体スライドにて建設工事費の変更を請求した場合、物価変動率による調整を行った額については何時の支払になるのでしょうか。	建替住宅等のすべての引渡しの完了時に支払います。

高浜町 1 番住宅等大規模集約事業 入札説明書等に関する再質問への回答（平成27年4月3日）

ID	資料名	ページ	項目	内容	回答案
110	質問回答書 ID96	P14	事業契約書（案）別紙 10修正版	全体スライド及びインフレスライドをそれぞれ1回ずつ請求可能な形に修正とこのことですが、最も早く着工する本施設の着工日から本施設のすべての引渡しが完了する2ヶ月前までの間に、1回目の公共工事労務単価が改定された段階では、今後何回にわたり公共工事労務単価が改定されるかわからない状態にあります。よって公共工事労務単価が複数回改定された場合、それぞれにつき1回、インフレスライドを請求できると理解して宜しいでしょうか。	インフレスライド条項発動条件となる公共工事設計労務単価の改定公表期間の中で、複数回の公共工事設計労務単価改定が公表されたとしても、インフレスライド条項に基づき、相手方に対して残工事費の変更を請求することができる権利は、1回のみです。
111	質問回答書 ID96	P14	事業契約書（案）別紙 10修正版	国土交通省から公表される公共工事設計労務単価の改定は毎年1月末（数年前までは3月末）に行われますが、芦屋市で適用されている公共工事設計労務単価の改定は国土交通省から公表される公共工事設計労務単価の改定のほぼ同時期に行われるものと理解して宜しいでしょうか。 「参考；全体スライド及びインフレスライドのイメージ図」によると、改定公表が「①平成28年12月」と「②平成29年6月」とありますが、芦屋市は①と②のタイミングで芦屋市の適用する公共工事設計労務単価の改定を行うこともあるのでしょうか。	公共工事設計労務単価の改定時期は、国土交通省公表の公共工事設計労務単価の改定時期と必ずしも同時期に公表されるものではありません。 また、「参考；全体スライド及びインフレスライドのイメージ図」はあくまで参考であり、芦屋市が公共工事設計労務単価の改定を行う時期を予告したものではありません。
112	質問回答書 ID96	P14	事業契約書（案）別紙 10 修正版	「参考；全体スライド及びインフレスライドのイメージ図」において、全体スライド・インフレスライド選択可能期間が平成28年10月から平成29年6月までとなっていますが、「全体スライド選択可能期間は平成28年10月から平成29年6月まで」、「インフレスライド選択可能期間は平成28年12月から平成29年10月まで」になるのではないのでしょうか。	全体スライド・インフレスライド選択可能期間は、「最も早く着工する本施設の着工日（当該本施設の基礎工事を開始した日として市と落札者が確認した日）」から「全体スライド請求期限：基準期間の建築費指数確定月の翌月末まで」になります。 全体スライド請求期限までの間は、インフレスライドの早期請求を選択するか、全体スライド請求まで待つかの選択が可能です。 ただし、別紙10第4条第4項に記載のとおり、全体スライド・インフレスライド選択可能期間中に、相手方がインフレスライドの請求を行った場合には、自身の有する全体スライド請求権は自動的に消滅することになります。
113	新旧対照表	P1		活用対象地の最低売却価額の総額が入札説明書と差異があります。どちらが正しいと考えればいいのでしょうか。	入札説明書（再修正版）の記載を正とします。